

刑法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	1
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）	3
道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）（抄）	4

刑法の一部を改正する法律案新旧対照条文

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（危険運転致死傷）</p> <p>第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>（業務上過失致死傷等）</p> <p>第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷</p>	<p>（危険運転致死傷）</p> <p>第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よつて人を死傷させた者も、同様とする。</p> <p>（業務上過失致死傷等）</p> <p>第二百十一条（同上）</p> <p>2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害</p>

させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">第三節 被害者参加</p> <p>第三百十六條の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第七十六條から第七十八條まで、第二百十一條、第二百二十條又は第二百二十四條から第二百二十七條までの罪</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">第三節 被害者参加</p> <p>第三百十六條の三十三 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第七十六條から第七十八條まで、第二百十一條第一項、第二百二十條又は第二百二十四條から第二百二十七條までの罪</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>（技能検定員） 第九十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に 対し、技能検定員資格者証を交付する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 八（略）</p> <p>ニ 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七条の四第八号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>5・6（略） （指定講習機関） 第二百八条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又はこの法律に規定する</p>	<p>（技能検定員） 第九十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>イ 八（略）</p> <p>ニ 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七条の四第八号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>5・6（略） （指定講習機関） 第二百八条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する</p>

4

(略)

四 (略)

罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4

(略)

四 (略)

罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者